

「オンラインによる国際交流事業」業務委託仕様書

1 業務名

「オンラインによる国際交流事業」業務

2 事業の背景及び目的

香川県では、英語の授業を通して、児童生徒の英語の4技能をバランスよく育成することを目指し、指導改善に取り組んでいる。しかし、令和5年度全国学力・学習状況調査においては、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」の3技能において、全国平均を下回る結果となった。また、生徒質問紙の結果からは、令和元年度以降、英語学習への意欲が低下傾向にあることが明らかとなった。このような現状を改善するためには、生徒が積極的にコミュニケーションに臨むことができるような場を確保し、言語活動の一層の充実を図ることが求められる。

現在、中学校の授業において、「話すこと」を中心とした言語活動が積極的に取り入れられているが、生徒においては、精神的に過敏な時期を迎え、学習面のつまずきに対する不安から、正しい英語表現や単語の発音への自信のなさが次第に消極性として顕在化することも予想され、対策が求められる。

そこで、民間事業者のノウハウや実績を活用して、海外の中学生とのコミュニケーションという本物体験の場を提供し、モデル校においてその効果の実証研究を推進する。異なる言語圏の子どもたちと英語で自分の気持ちや考えを伝え合う機会を確保するとともに、生成AIを活用しながら英語による発信力の強化を図ることで、生徒はコミュニケーションの楽しさや成就感を味わうことができる。

また、海外に住む同年代の子どもたちとのコミュニケーション体験は、諸外国の生活・文化に対する見聞を広げることも期待できる。異文化への関心を高めたり、自国文化への理解を深めたりするなど、教育的効果をもたらすと考える。英語教師の授業改善、英語による発信力の向上とともに、主体的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする生徒の育成を目指す。

3 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 委託業務履行場所及び調査対象

外国語教育推進モデル校 中学校2校、500名程度

5 委託内容

オンラインによる国際交流の場の提供、交流に係る調整、国際交流を核とした授業デザインや指導方法の提案、効果検証及び分析、これらに伴う説明会や研修の実施を含む。

国際交流の実施概要、業務内容等は次のとおりとする。その他の詳細については、別途定める実施規約による。

(1) 国際交流の実施概要

①交流先については、以下の条件を満たすこと。

- ・年2回以上、海外の中学校又はそれに相当する学校の生徒との交流を可能とするもの
 - ・1人1台端末を用いた個別もしくは少人数での同時双方向型の対話を可能とするもの
 - ・日本の中学生と同等もしくはそれ以上の英語力を有する地域の学校を提案するもの
 - ・生徒の実態や学習目標に応じて、交流先、交流内容の調整を可能とするもの
- ②本事業に参加する学校（以下「モデル校」という。）の教員等が授業1単位時間内で実施できるものとする。
- ③国際交流の事前・事後における、単元構成や指導方法の提案、教師へのフィードバックを含むこと。

（2）業務内容

①交流先及び日程等の調整

- ・自治体や学校において、活用実績のあるものを提供すること。
- ・モデル校の生徒の実態や学習目標に応じて、交流先や活動内容を提案すること。
- ・モデル校の学習進度、授業時間に応じた日程調整業務を担うこと。

②モデル校に対する指導方法の提案

- ・国際交流を核とした授業デザインや単元構成について、提案や助言を行うこと。
- ・指導事例やワークシートを提供するなど、国際交流の事前・事後において、参考となる必要なサポートを行うこと。
- ・生成AIを活用して、英語による発信力を高める学習を行えるようにすること
- ・英語による発信力向上のための指導について、教師へのフィードバックを行うこと。

③効果検証

ア 本事業の効果の検証及び分析を行うこと。

- ・英語学習への意欲の変容
- ・英語による発信力の変容
- ・調査結果を分析し、本事業の効果と課題をみとる

イ 本事業の成果報告

- ・分析したデータに基づき、モデル校、モデル校を設置する市町教育委員会、県教育委員会に対してデータ提供、分析結果の提示等を行うとともに、本事業の成果と課題について、県教育委員会が開催する成果報告会等において報告すること。
- ・県教育委員会が主催する研修等において、取組みの概要や進捗状況、成果等について、市町教育委員会及び各学校に向けて発表を行うこと。

④円滑な実施やトラブル防止に資する取組み

- ・交流日決定後、モデル校との調整の上、事前接続テスト等を実施すること。
- ・交流当日は、現地もしくはオンラインで授業に参加し、実施をサポートすること。

- ・警報や学級閉鎖等により交流予定日の実施中止を余儀なくされた場合、振替日の提案・調整を行うこと。

⑤本業務は以下の要件を満たすこと

- ・オンラインによる国際交流に向けての事前協議（モデル校、モデル校を設置する市町教育委員会、県教育委員会）に県教委からの要請に応じて参加すること。
- ・全モデル校について、学校別の分析結果を作成し、香川県に提出すること。
- ・国際交流の実施に関する質問やトラブル等に対応するための体制を整備すること。
- ・その他、香川県が必要と認め、受託者が合意した業務を行うこと。

6 契約締結後の事業計画

4月中旬頃	モデル校への説明会（全参加校に対して一斉に実施）
4月下旬頃	モデル校への説明会（各参加校に対して個別で実施）
5月中旬頃	実証開始（1学期と2学期にそれぞれ1回の交流）
12月上旬頃	分析結果の提示
2月上旬まで	結果分析表（各校）の送付
2月中旬頃	成果報告会において成果等の発表

7 受託者の負担する経費

受託者の負担する経費は、次のとおりであり、これらはすべて当該業務委託料に含まれるものとする。

- (1) オンラインでの国際交流に必要なアプリ等の使用料
- (2) 県が設置するモデル校参集型の説明会や研修等における実施結果の説明に係る経費
- (3) 当該業務委託に係る委託企画費・各種手続き費用
- (4) その他、委託業務の履行に要する一切の費用

8 個人情報の保護

- (1) 受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、法令等に特別な定めがある場合を除き、守秘義務を負う。このことは、本件委託業務が終了した後も同様とする。
- (2) 事業者は、この業務を遂行するにあたり、個人情報保護に係る法律および参加市町の個人情報の保護に関する法律施行条例等を遵守しなければならない。なお、本業務委託契約の期間が終了し、または契約が解除された後においても同様とする。

9 留意事項

- (1) 受託者が各学校に送付するものは、すべて事前に発注者にも送付又は周知すること。
- (2) 受託者は、この業務委託に関し、関係法令等を遵守しながら誠実に業務を実施すること。
- (3) 受託者は、受託業務責任者を置き、受託業務責任者は、円滑な受託業務の履行を管理し、香川県との連絡にあたること。
- (4) その他、この仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、香川県と協議・合意の上、別途定める。